

世界文化遺産の保存・管理等に関する  
実態調査

結果に基づく勧告

平成 28 年 1 月

総 務 省



## 前 書 き

世界文化遺産は、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成4年条約第7号。以下「世界遺産条約」という。）に基づき、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関、United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization（UNESCO））世界遺産委員会の「世界遺産一覧表」に記載された記念工作物、建造物群及び遺跡を指し、これらを人類全体の遺産として、損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することを目的としている。平成27年7月現在、全世界で802遺産が世界文化遺産として登録されており、そのうち、我が国では、「法隆寺地域の仏教建造物」、「姫路城」、「古都京都の文化財」など15遺産が登録されている。

我が国では、世界遺産条約を履行するための国内法制として、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、屋外広告物条例などの既存の法令や条例に基づき、国及び地方公共団体が各種規制や補助事業等を実施するとともに、地方公共団体が中心となった様々な取組により世界文化遺産の保存・管理が行われている。

また、世界文化遺産への登録は、テレビや書籍等の様々なメディアで大きく取り上げられることから、観光資源として地域活性化への効果も期待されており、地方公共団体、文化財所有者、関係団体等（以下「地方公共団体等」という。）では、観光客の誘致に向けた取組を行っている。

近年、世界文化遺産をめぐるのは、ユネスコ世界遺産委員会から、登録後の遺産の確実な保存・管理の担保が求められており、遺産の活用を図りながら、本来の目的である保存・管理を行っていくことが重要な課題となっている。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、世界文化遺産の持続的な保存・管理及び活用を進める観点から、世界文化遺産に係る国、地方公共団体等の各種取組の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。



## 目 次

1	世界文化遺産の概要と現状等-----	1
(1)	世界文化遺産の概要等-----	3
(2)	我が国の世界文化遺産の保存・管理等の現状-----	9
2	世界文化遺産の保存・管理等の実施状況	
(1)	世界文化遺産に係る地方公共団体等の各種取組状況-----	17
(2)	世界文化遺産の適切な保存・管理の推進	
ア	文化財保護法に基づく保存・管理の推進	
(ア)	落書きによる重要文化財等のき損-----	18
(イ)	史跡等の無許可の現状変更等-----	22
イ	文化財保護法以外の法令等に基づく保存・管理の推進	
(ア)	自然公園法に基づく保存・管理の状況-----	24
(イ)	屋外広告物条例に基づく保存・管理の状況-----	26
ウ	来訪者の安全性又は利便性の確保-----	27
(3)	世界文化遺産の活用の効果に関する情報提供の推進-----	28

## 我が国の世界文化遺産一覧（平成 27 年 7 月現在）

世界文化遺産名	所在地	登録年
法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成 5 年
姫路城	兵庫県	平成 5 年
古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	京都府、滋賀県	平成 6 年
白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	平成 7 年
原爆ドーム	広島県	平成 8 年
厳島神社	広島県	平成 8 年
古都奈良の文化財	奈良県	平成 10 年
日光の社寺	栃木県	平成 11 年
琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	平成 12 年
紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、 和歌山県	平成 16 年
石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成 19 年
平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－	岩手県	平成 23 年
富士山－信仰の対象と芸術の源泉	山梨県、静岡県	平成 25 年
富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成 26 年
明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 鹿児島県、山口県、 岩手県、静岡県	平成 27 年

（注）文化庁の資料に基づき当省が作成した。

## 1 世界文化遺産の概要と現状等

世界文化遺産は、文化遺産を人類全体のための世界の遺産として、損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することを目的として、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成4年条約第7号。以下「世界遺産条約」という。）に基づき登録されたものであって、具体的には、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関、United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization（UNESCO））の世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載された記念工作物、建造物群及び遺跡を指す。

世界文化遺産は、昭和53年（1978年）にドイツの「アーヘンの大聖堂」など8件が登録されて以降、全世界で802遺産が登録されている（平成27年7月現在。自然遺産等を含めた世界遺産全体では1,031遺産が登録）。

我が国においては、平成5年の「法隆寺地域の仏教建造物」及び「姫路城」の2件の登録以降、27年7月の「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の登録まで、計15遺産が世界文化遺産に登録されている（そのほか、自然遺産4遺産が登録）。

近年、世界文化遺産をめぐるのは、登録審査の厳格化などにより、各国における登録後の遺産の確実な保存・管理の担保が求められている。我が国においても、平成25年に世界文化遺産に登録された「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」について、世界遺産委員会の諮問機関であるイコモス（国際記念物遺跡会議、International Council on Monuments and Sites（ICOMOS））から年間約30万人に及ぶ登山者による資産への物理的な損傷及び富士山の神聖さに対する影響が指摘され、世界遺産委員会決議において、上方の登山道の収容力を研究し、その成果に基づき来訪者管理戦略を策定すること等について勧告・要請がなされた。このため、現在、山梨、静岡の両県や関係市町村等においては、当該勧告・要請に対応するための取組を進め、平成26年12月に開催された第5回富士山世界文化遺産協議会<sup>(注1)</sup>において、資産の全体構想である「世界文化遺産富士山ヴィジョン」及び来訪者管理戦略を含む各種戦略を採択し、27年10月に開催された第7回協議会において、これらを反映した「世界文化遺産富士山包括的保存管理計画」<sup>(注2)</sup>の改定案が承認

された<sup>(注3、4)</sup>。

(注)1 項目1-(2)-オ「世界文化遺産の管理体制等」参照

2 項目1-(2)-エ「管理計画の策定」参照

3 登山者数については、来訪者管理戦略において、「望ましい富士登山の在り方」の実現に向けて、登山道ごとの1日当たりの登山者数を含めた複数の指標と指標ごとの望ましい水準を設定し、来訪者管理の取組を行うこととされた。このため、平成27年から3年間、登山者動態調査や登山者アンケート等を実施し、30年7月までに、山梨、静岡の両県に4つある登山道ごとに1日当たりの望ましい登山者数を定めることとしている。

4 ユネスコに対しては、取組の進展状況等を示した保全状況報告書を平成28年2月1日までに提出し、同年夏に開催される第40回世界遺産委員会で審査が行われることになっている。

一方、世界文化遺産については、近年、テレビや書籍等の様々なメディアで大きく取り上げられ、遺産の保存・管理の目的だけではなく、観光資源として地域活性化への効果<sup>(注5)</sup>も期待されている。このため、地方公共団体の中には、例えば、「石見銀山遺跡とその文化的景観」におけるスマートフォンのAR（拡張現実技術）機能を活用した情報発信などのように、新たな手法による観光客の誘致に取り組んでいるものもみられた（詳細は項目2(1)参照）。

(注5) 平成19年登録の「石見銀山遺跡とその文化的景観」から26年登録の「富岡製糸場と絹産業遺産群」までの4世界文化遺産の観光客数の推移をみると、いずれも登録年には観光客数が増加している状況がみられる。また、登録年以降では、世界遺産ブームの落ち着き等に伴い観光客数は減少に転じているが、登録前と比較した場合の観光客数は増加している。

このように、世界文化遺産については、地域活性化への活用を図りながら、本来の目的である保存・管理を行っていくことが重要な課題となっており、我が国では、国及び地方公共団体による各種規制や補助事業等の手段とともに、地方公共団体を中心となった様々な取組により、活用を図りながら保存・管理が行われている。例えば、「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」においては、地方公共団体が観光客や登山者にボランティアで清掃活動への協力を依頼している例や、富士山五合目から山頂を目指す登山者に対して寄附を依頼し、トイレの新設・改修等の環境保全などの事業に係る財源を確保している例がみられる。また、「白川郷・五箇山の合掌造り集落」においては、世界文



化遺産の登録に伴う観光客数の増加により、集落内での観光車両による交通渋滞や有料駐車場の設置による景観問題などが発生したが、現在は集落内への車両の進入を制限し、改善が図られている（詳細は項目 2(1) 参照）。

我が国の世界文化遺産については、これまで登録が抹消されたものや、保護が危ぶまれる遺産として危機にさらされている世界遺産一覧表（以下「危機遺産リスト」という。）に記載されたものはなく、国や地方公共団体、文化財所有者、関係団体等（以下「地方公共団体等」という。）による保存・管理等の取組はおおむね良好に行われているものと認められる。

しかし、今回、一部の世界文化遺産においては、構成資産への落書きによるき損や、落石のおそれや倒木などによる来訪者の安全性が損なわれている状況など、不適切な実態もみられた（詳細は項目 2(2) 参照）。

## (1) 世界文化遺産の概要等

### ア 世界文化遺産の登録数

世界文化遺産は、世界遺産条約に基づき、ユネスコに設置された世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載された記念工作物、建造物群及び遺跡を指し、平成 27 年 7 月現在、全世界で 802 遺産が登録されている（そのほか、自然遺産 197 遺産、複合遺産<sup>(注 1)</sup> 32 遺産が登録）。

（注 1）文化遺産及び自然遺産の定義（の一部）の両方を満たすものを「複合遺産」という。

### イ 世界遺産条約の概要

世界遺産条約は、ユネスコによるエジプトのアブシンベル神殿を救済する国際キャンペーンの成功<sup>(注 2)</sup>などを契機として、文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要との観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的として、昭和 47 年の第 17 回ユネスコ総会で採択された（昭和 50 年に条約発効。平成 27 年 7 月現在、締約国は 191 か国）。

（注 2）1960 年代、エジプトのナイル川にアスワンハイダム<sup>(注 2)</sup>の建設計画が持ち上がり、アブシンベル神殿に代表される「ヌビア遺跡群」に水没の危機が発生し

た。エジプト及びスーダン両政府からの要請を受けたユネスコは、ヌビア遺跡群救済キャンペーンを展開し、遺跡の移築と保護を世界中に訴え、呼び掛けに応じた多くの国の協力により、遺跡はダム建設の影響を受けない高い場所に移築された。

世界遺産条約は、全 38 条から成り、その主な規定は、次のとおりとなっている。

(ア) この条約により世界遺産として保護の対象となる物件<sup>(注 3)</sup>は、記念工作物、建造物群及び遺跡（文化遺産）、自然の地域等（自然遺産）で顕著な普遍的価値を有するものとする（第 1 条、第 2 条）。

(注 3) 世界遺産の対象となる物件は、有形の不動産であり、動産あるいは動産になり得る可能性のある不動産は対象外とされている。

(イ) 締約国は、自国内に存在する遺産を保護する義務を認識し、最善を尽くす(第 4 条)。また、自国内に存在する遺産については、保護に協力することが国際社会全体の義務であることを認識する（第 6 条）。

(ウ) ユネスコに世界遺産の保護のための政府間委員会（世界遺産委員会）を設置する。同委員会は、締約国から選出された 21 か国で構成される（第 8 条）。

(エ) 世界遺産委員会は、各締約国が推薦する候補物件を審査し、顕著な普遍的価値を有すると認めるものの一覧表を「世界遺産一覧表」の表題の下に作成し公表する。また、同一覧表に記載されたもののうち、急激な都市開発や武力紛争、自然災害などにより、重大で特別な危険にさらされている遺産については、保護の必要性を国際社会に訴えるため、危機遺産リストに記載し公表する（第 11 条）。

(オ) 世界遺産委員会は、締約国からの要請に基づき、世界遺産一覧表及び危機遺産リストに記載された物件の保護のための国際的援助の供与を決定する。同委員会の決定は、出席しかつ投票する構成国の 3 分の 2 以上の多数による議決で行う（第 13 条）。同委員会が供与する国際的援助は、調査・研究、専門家派遣、研修、機材供与、

資金協力等の形をとる（第 22 条）。

(カ) 締約国の分担金（ユネスコ分担金の 1%を超えない額（我が国の平成 27 年度の分担金は約 3,900 万円））及び任意拠出金、その他の寄附金等を財源とする世界遺産の保護のための基金（世界遺産基金）を設立する（第 15 条、第 16 条）。

(キ) 締約国は、教育・広報活動を通じて、自国民が世界遺産を評価し尊重することを強化するよう努める。また、世界遺産を脅かす危険並びにこの条約に従って実施される活動を広く公衆に周知させることを約束する（第 27 条）。

なお、世界遺産条約の履行については、世界遺産委員会において「世界遺産条約履行のための作業指針」（以下「作業指針」という。）が策定されており、世界遺産の定義、世界遺産一覧表への記載や登録遺産の保護などに関して、世界遺産条約の条文には規定されていない詳細かつ具体的な手続等が規定されている。

## ウ 世界遺産への登録基準

上記のとおり、締約国から推薦された候補物件（資産）が世界遺産として世界遺産一覧表に記載されるためには、世界遺産委員会において、顕著な普遍的価値を有すると認められる必要がある。

作業指針では、この顕著な普遍的価値について、「国家間の境界を超越し、人類全体にとって現在及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値を意味する」とされており、ある資産が次の 3 つの条件（「評価基準」、「完全性、真正性」及び「保護管理体制」）を満たしている場合に、当該資産は顕著な普遍的価値を有するとみなされるとしている。

### (ア) 評価基準

ある資産が顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、人類の創造的才能を表す傑作であることなどの 10 項目の評価基準のうち、一つ以上を満たしている必要がある。

なお、10 項目の評価基準のうち、6 項目が文化遺産に関するもの、

4 項目が自然遺産に関するものとなっている（複合遺産はこの両者の基準を満たすもの。）。

#### (イ) 完全性、真正性

ある資産が顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産が「完全性」及び「真正性」の条件についても満たしている必要がある。

この「完全性」とは、世界遺産の顕著な普遍的価値を表すものの全体が残されていることをいい、「真正性」とは、文化遺産の形状、材料、材質などがオリジナルな状態を維持していることをいう。

なお、完全性については、文化遺産及び自然遺産ともに条件を満たすことが求められているが、真正性については、文化遺産のみに求められる。

#### (ウ) 保護管理体制

ある資産が顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産において確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならない。

世界遺産の資産の保護管理に当たっては、「顕著な普遍的価値及び完全性及び/又は真正性の登録時の状態が、将来にわたって維持、強化されるように担保すること」及び「適切な長期的立法措置、規制措置、制度的措置、及び/又は伝統的手法により確実な保護管理が担保されていなければならない」とされており、保護管理体制として次の措置等が規定されている。

##### i) 保護措置

- ・ 資産の存続を保証し、顕著な普遍的価値及び完全性・真正性に影響を及ぼす可能性のある開発等から資産を保護するための立法措置、規制措置を国及び地方レベルで整備すること。
- ・ 資産を適切に保全するために必要な場合は、適切に緩衝地帯（バッファゾーン）<sup>(注4)</sup>を設定すること。

(注4) 緩衝地帯とは、「(推薦) 資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網」とされている。

## ii) 管理体制

- ・ 資産の顕著な普遍的価値をどのように保全すべきかについて明示した適切な管理計画の策定又は管理体制の設置を行うこと。

## エ 世界遺産の保護に係る取組の強化

世界遺産委員会では、次のとおり、世界遺産一覧表記載への推薦を行う際の管理計画の策定、世界遺産の保護の状況等に関する定期報告の義務化、資産に影響を与える現状変更の事前報告など、世界遺産条約の発効当初には行われていなかった新たな取組を締約国に求めており、世界遺産の保護に係る取組の強化を図っている。

### (ア) 管理計画の策定

世界遺産委員会は、世界遺産一覧表記載への審査を厳格化し、資産の顕著な普遍的価値の現在及び将来にわたる効果的な保護を担保するため、平成 17 年に作業指針の改定を行い、締約国が世界遺産委員会に世界遺産一覧表記載への推薦を行う際の推薦書に、資産の管理計画（管理計画はないが管理体制が存在する場合は、管理体制を説明した文書）を添付することを求め<sup>(注5)</sup>、これらの資料が含まれない推薦書は不完全とみなされることを明文化した。

(注5) 資産の法的保護措置や管理体制については、世界遺産条約の初期段階から推薦書に記載すべき事項とされていたが、これを更に詳細な形で明示することを求めたものである。

### (イ) 定期報告の義務化

世界遺産委員会は、世界遺産一覧表に記載された遺産の世界遺産としての価値を維持し、そのために必要な措置を講ずることが世界遺産条約の履行における同委員会の重要な役割であるとの認識に基づき、平成 10 年の第 22 回世界遺産委員会において、各締約国が

自国に所在する世界遺産の保護の状態等に関して定期的に世界遺産委員会に報告を行うことを決定した<sup>(注6)</sup>。

(注6) 定期報告については、世界遺産条約第29条で仕組みは定められていたが、それまで実施には至っていなかったものであり、第22回世界遺産委員会において明確な手順が決定され、平成12年から実施された。

各締約国は、i) 世界遺産条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置、その他の措置など、世界遺産条約に定められた締約国としての義務や責任全体に関する報告、ii) 個々の世界遺産の保護状態に関する遺産物件ごとの報告について、定められた様式により6年ごとに世界遺産委員会に提出することとされている<sup>(注7)</sup>。

(注7) 各締約国は、アラブ諸国、アフリカ諸国、アジア・太平洋諸国、ラテンアメリカ・カリブ諸国、ヨーロッパ・北アメリカ諸国の5地域に分けられ、毎年1地域が報告を提出する。

提出された報告は、世界遺産委員会の事務局である世界遺産センター及びイコモスの評価を経て、世界遺産センターが報告書を取りまとめ、世界遺産委員会において地域ごとに報告書の審査が実施されている<sup>(注8)</sup>。

(注8) 世界遺産委員会における各地域の報告書の審査は、1巡目は平成12年から18年、2巡目は22年から26年にかけて実施された。

我が国は「アジア・太平洋諸国」に属しており、1巡目は平成15年、2巡目は24年の世界遺産委員会において報告書の審査が実施された。

なお、各締約国からの定期報告で問題点が提起された場合、世界遺産委員会は慎重に審査を行い、各締約国に助言を行うこととされている。

#### (ウ) 資産に影響を与える現状変更の事前報告

前述の平成17年の作業指針の改定により、世界遺産一覧表に記載されている世界遺産において、資産の顕著な普遍的価値に影響す

る可能性のある大規模な復元や新規工事を行う場合は、締約国は事前に世界遺産委員会に報告することが明記された。

## (2) 我が国の世界文化遺産の保存・管理等の現状

### ア 世界文化遺産の登録状況

我が国では、ユネスコで世界遺産条約が採択されてから 20 年後の平成 4 年に、125 番目の締約国として世界遺産条約を締結した。

我が国の世界文化遺産は、条約締結の翌年の平成 5 年に「法隆寺地域の仏教建造物」及び「姫路城」が世界遺産一覧表に記載され、それ以降、27 年 7 月現在で 15 遺産が登録<sup>(注1)</sup>されている（そのほか、自然遺産 4 遺産が登録。複合遺産の登録はなし。）。

なお、我が国においては、これまで危機遺産リストに記載された遺産はない。

(注1) 当省の調査では、平成 27 年 7 月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を除く 14 遺産を調査対象とした。

### イ 法的保護の措置内容

我が国においては、世界遺産条約を締結する際の関係省庁による検討の結果、世界遺産条約が締約国に求める世界遺産（文化遺産及び自然遺産）の法的保護の措置については、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）等により十分に措置できるとして、新たな国内立法措置は必要としないとされた。

このため、我が国の世界文化遺産の構成資産については、主に文化財保護法による指定（国宝、重要文化財、史跡名勝天然記念物等）を受けて保護が図られている。しかし、文化遺産であっても、自然環境が構成資産の価値に含まれているものがあり、そのような遺産については、文化財保護法だけではなく、自然公園法による指定（国立公園及び国定公園）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）による国有林野の管理等により併せて保護が図られているものもみられ、構

成資産の特性に応じ、世界文化遺産ごとに法的保護の仕組みは多様な状況となっている。

また、構成資産を取り巻く広範な区域に設けられている緩衝地帯に適用される法制度についても、統一的なものは存在せず、構成資産の所在する地域の様々な特性に応じ、上記の文化財保護法等以外に、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）、景観法（平成 16 年法律第 110 号）、景観条例などの様々な法令や地方公共団体の条例が適用され、面的な利用・開発規制等の措置が採られている。

※ 世界文化遺産ごとの構成資産及び緩衝地帯の法的保護の仕組みについては、資料編参照

## ウ 国における保存・管理等の取組

### (7) 世界文化遺産の保存・管理等に関する国の基本方針

平成 13 年 12 月に施行された文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号）では、「政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない」（第 7 条第 1 項）とされ、当該規定に基づき、累次にわたり基本方針が定められており、27 年には、今後おおむね 6 年間（平成 27 年度から 32 年度）を対象期間とする「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）」（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定）（以下「第 4 次基本方針」という。）が策定されている。

第 4 次基本方針では、国家戦略として「文化芸術立国」を実現するため、5 つの重点戦略を強力に進めるとされており、世界文化遺産については、重点戦略において初めて言及され、「文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用」における重点的に取り組むべき施策として、「地方公共団体等と連携して、我が国の文化遺産のユネスコ世界文化遺産（中略）への推薦・登録を積極的に推進していくとともに、登録後の文化遺産の適切な保存・活用・継承等に取り組む」



とされている。

(イ) 世界文化遺産の保存・管理等に関する国の事業等

i) 世界文化遺産（文化財）に係る国の補助事業

文化財保護法では、文化財の管理又は修理は、その所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者。以下「所有者等」という。）が行うこととされているが、重要文化財（国宝含む。）及び史跡名勝天然記念物（以下「重要文化財等」という。）について、その管理又は修理に多額の費用を要し、所有者等がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合は、政府はその経費の一部に充てさせるため、所有者等に対し補助金を交付することができることとされている（第 35 条、第 120 条）。また、重要伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件の管理、修理等について市町村が行う措置について、国はその経費の一部を補助することができることとされている（第 146 条）。

これにより、文化庁では、文化財の所有者等が行う管理、修理等の事業に対して、「文化財保存事業費補助金」として年間約 370 億 1,189 万円（平成 26 年度）<sup>(注 2)</sup>を交付しており、このうちの約 32 億 4,507 万円が世界文化遺産の構成資産となっている文化財（重要文化財（建造物）、史跡名勝天然記念物及び重要伝統的建造物群保存地区）の管理、修理等の事業に充てられている。

（注 2） 当該文化財保存事業費補助金の年間交付額は、世界文化遺産の構成資産となる重要文化財（建造物）、史跡名勝天然記念物及び重要伝統的建造物群保存地区に対する交付額だけではなく、美術工芸品、埋蔵文化財、無形文化財などへの交付額を含む。

また、文化庁では、地域の文化遺産を活用し、文化振興とともに、観光振興及び地域活性化を推進する活動を支援することを目的として、平成 23 年度から「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」を実施している（25 年度からは、「文化遺産を活かした地

域活性化事業」に移行。)。本事業は、地域の文化遺産の所有者等により構成される実行委員会等が実施する、ホームページ等の情報発信事業、ボランティア等の人材育成事業、シンポジウム開催等の普及啓発事業等に対し補助金を交付するものであり、一部の世界文化遺産を活用した事業に対しても交付されている。

なお、本事業の補助対象は、平成 26 年度までは「地域の文化遺産」（世界文化遺産の構成資産に登録されているものを含む。）とされていたが、27 年度からは、前述の第 4 次基本方針の重点戦略において「登録後の文化遺産の適切な保存・活用・継承等に取り組む」とされたことを踏まえ、地域の文化遺産と世界文化遺産を区分し、世界文化遺産のみを補助対象とした「世界文化遺産活性化事業」が補助事業として別途設定され、同年度には 12 遺産において 20 件の事業（事業予算額計 2 億 1,001 万円）が採択されている。

## ii) 保全状況報告書

文化庁は、我が国の世界文化遺産の保存・管理等の状況について把握するため、世界文化遺産が所在する都道府県に対し、「世界遺産一覧表記載資産保全状況報告書」（以下「保全状況報告書」という。）により、世界文化遺産ごとに、毎年 3 月 1 日を基準日とした次の事項についての報告を求めている。

- ① 資産名称（「法隆寺地域の仏教建造物」等）
- ② 所在地（都道府県及び市町村名）
- ③ 世界遺産一覧表への記載年
- ④ 顕著な普遍的価値の評価基準
- ⑤ 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別及び文化的景観の適用の有無）
- ⑥ 資産に影響を与える要因
- ⑦ 保存管理体制の状況
- ⑧ 法的保護措置の状況

- ⑨ 予算措置状況（予算額）
- ⑩ 来訪者数の推移
- ⑪ その他（世界遺産に係るシンポジウムや式典等、その他特記事項等）

この保全状況報告書の報告事項について、文化庁は、世界遺産条約の締約国が6年に1度行うユネスコの世界遺産委員会への定期報告のデータの蓄積としても活用できるよう、定期報告と報告事項を合わせているとしている。このため、文化庁は、「⑥資産に影響を与える要因」についても、世界遺産委員会が定期報告で該当の有無の報告を求めている、資産に影響を与える要因の一覧を都道府県に示し、該当する事例がある場合、個別具体的に記述することを求めている。

これについて、文化庁では、世界遺産委員会への報告を要する事項を把握することで、世界文化遺産としての顕著な普遍的価値の保全状況が把握できるとしており、保全状況報告書は、文化財保護法に基づくき損の届出などによる個別の重要文化財等の保存・管理の状況の把握と併せ、世界文化遺産の保存・管理等の状況を把握する主要な手段となっているとしている。

なお、保全状況報告書は、文化財保護法等の法令に基づくものではなく、「世界遺産一覧表記載資産「保全状況報告書」の提出について（依頼）」（文化庁文化財部記念物課世界文化遺産室長名事務連絡）により、文化庁が都道府県に提出を依頼している。提出された保全状況報告書は、文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会<sup>(注3)</sup>で報告されるとともに、当該委員会の会議資料として文化庁のホームページで公開されている。

(注3) 世界遺産条約の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項や、世界遺産一覧表に記載されることが適当と思われる資産の候補の選定に関する事項等について調査審議するために設置された特別委員会

### iii) 国におけるその他の保存・管理等の取組等

文化庁以外の関係省庁においては、世界文化遺産の保存・管理等としての特段の業務は実施していないが、世界文化遺産の構成資産及び緩衝地帯には、文化財保護法に基づく文化財だけではなく、国立公園、国有林野、道路・河川等が含まれており、環境省、林野庁及び国土交通省において、それぞれの管理者として一般的に行う維持管理等の業務を実施している。

## エ 管理計画の策定

世界遺産一覧表記載への推薦に際し、世界遺産条約の締約国は、従前から推薦資産の法的保護措置や管理体制を推薦書に記載する必要があったが、前述のとおり、世界遺産委員会は、資産の顕著な普遍的価値の現在及び将来にわたる効果的な保護を担保するため、平成 17 年に作業指針を改定し、推薦資産の法的保護措置や管理体制の詳細を明示した管理計画<sup>(注 4)</sup>を策定し、推薦書に添付することを求めている。

(注 4) 複数の資産で構成されている世界遺産の場合には、それらを含む世界遺産全体を対象とした管理計画の策定が求められている。このようなものについて、我が国では、個々の資産の管理計画との区別化を図るため、便宜的に「包括的保存管理計画」という呼称が用いられている。

我が国において、最初に管理計画（包括的保存管理計画）の提出が求められたのは、平成 16 年に世界遺産一覧表に記載された「紀伊山地の霊場と参詣道」であり<sup>(注 5)</sup>、それ以降は、全て推薦の時点で包括的保存管理計画が策定され、推薦書に添付されている。

(注 5) 「紀伊山地の霊場と参詣道」の包括的保存管理計画の提出については、推薦、登録の時点では作業指針の改定前であったが、登録が決定した際の世界遺産委員会の勧告において、平成 18 年 2 月 1 日までに包括的保存管理計画を世界遺産センターに提出することが求められた。

世界遺産委員会は、平成 17 年の作業指針の改定以前に世界遺産一覧表に記載されたものについては、遡って管理計画（包括的保存管理計画）を策定することは求めている。

しかし、我が国の世界文化遺産のうち、「白川郷・五箇山の合掌造り集落」（平成7年登録）、「古都奈良の文化財」（平成10年登録）及び「琉球王国のグスク及び関連遺産群」（平成12年登録）については、世界遺産一覧表への記載から一定期間が経過し、資産の保存状況、利用実態、周辺環境の変化等に応じた保存管理方策の検討が必要となったことなどの理由により、関係地方公共団体において自主的に包括的保存管理計画が策定されている。また、「姫路城」（平成5年登録）についても、世界遺産の管理計画ではないものの、緩衝地帯との一体性を確保した包括的保存管理計画としての性格も有している「特別史跡姫路城跡整備基本計画」が策定されている。

## オ 世界文化遺産の管理体制等

我が国における世界文化遺産の管理については、当該世界文化遺産の構成資産の所有者等がそれぞれ管理を行う仕組みとなっているが、複数の資産で構成されている世界文化遺産においては、関係地方公共団体等を構成員とする協議会等が設置され、遺産全体としての各種事業の総合調整や、情報共有等を図っているものもみられる。

このほか、世界遺産（文化遺産及び自然遺産）が所在する都道府県により、世界遺産所在都道府県間の情報交換等を目的として、平成11年4月に「世界遺産関係都道府県主管課長会議」が設置され、世界遺産の保存・継承及び活用を図っていく上で生じた様々な問題について、毎年1回会議を開催することとしている。

また、世界文化遺産に関係する市町村長、世界文化遺産に関連する専門家、地域リーダー、情報・観光関係者等により、平成23年6月に「世界文化遺産」地域連携会議」が設置され、文化財の永続的な保全やそれを前提とした観光と地域づくりの在り方、各種の共同事業実現などについて、毎年1回開催する定例総会等において、情報交換等を行うこととしている。

なお、国においては、文化庁が、地方公共団体の担当者を対象として、世界遺産委員会の動向を中心とした報告会を開催（平成27年度は未開催）

しているほか、文化庁、林野庁、国土交通省（又は観光庁）及び環境省が適宜上記の地方公共団体の協議会等にオブザーバー等として出席し、世界遺産の現状等についての情報提供や意見交換などを行っている。

## 2 世界文化遺産の保存・管理等の実施状況

### (1) 世界文化遺産に係る地方公共団体等の各種取組状況

第4次基本方針では、我が国の重点施策の一つとして、地方公共団体等と連携して、世界文化遺産の適切な保存・活用・継承等に取り組むこととされている。

今回、当省が、我が国の世界文化遺産のうち、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を除く14遺産が所在する地方公共団体等における世界文化遺産の保存・管理等に関する取組の実施状況を調査した結果、次のとおり、人材及び資金の確保等において創意工夫した取組を行っている例がみられた。

#### ア 保存・管理の取組

- ① 世界文化遺産の保存・管理に係る人材を確保するため、清掃活動等を住民、観光客、NPO等の協力の下に行うなど、地方公共団体がボランティアを効果的に活用しているもの（2遺産10件）
- ② ふるさと納税等の寄附金による基金を設立し、構成資産の修理事業等に対し助成を行うなど、保存・管理に係る事業の財源確保に寄附金や観光客からの協力金を活用しているもの（11遺産26件）
- ③ 世界文化遺産登録後の観光客の増加により発生した保存・管理上の課題に対し、車両乗入規制、マナー啓発などの対策を講じているもの（4遺産9件）

#### イ 地域活性化についての取組

- ① 構成資産の保存に係る伝統技術の体験ツアーの開催など、世界文化遺産を観光客と地域住民との交流や伝統の継承に活用しているもの（3遺産7件）
- ② 修理見学施設の建設による修理の公開など、世界文化遺産の見学方法を工夫し集客につなげているもの（2遺産3件）
- ③ スマートフォンアプリによる情報発信など、世界文化遺産に関する新たな情報発信の手法を積極的に取り入れているもの（4遺産4件）

## ウ 教育・広報の取組

- ① 地方公共団体が行う教育により、伝統保存技術の新たな継承者の育成につながっていると考えられるもの（1 遺産 1 件）
- ② 地方公共団体がボランティア養成に積極的に関わることにより、世界文化遺産の広報活動などを行うボランティア活動が活性化しているもの（5 遺産 6 件）

## (2) 世界文化遺産の適切な保存・管理の推進

### ア 文化財保護法に基づく保存・管理の推進

#### (7) 落書きによる重要文化財等のき損

重要文化財等の所有者等は、文化財保護法第 33 条又は第 120 条により、重要文化財等の全部又は一部のき損等があった場合には、書面をもって、その事実を知った日から 10 日以内に、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会（以下「都道府県等教育委員会」という。）を經由して文化庁長官に届け出なければならないとされている。

文化庁は、落書きについてはき損に該当し、新たに書き込まれたものを発見した場合にはき損届の提出が必要となるが、古い落書きなどは必ずしも届出を要しないとしている。また、重要文化財等の所有者等から新たな落書きが発見された旨の連絡があった場合、文化庁に対するき損届の提出を求め、同時に犯罪行為として警察署に対し被害届を提出するよう所有者等を指導することとしている。

今回、我が国の世界文化遺産に登録されている重要文化財等である 117 構成資産（14 遺産）のうち 78 構成資産（14 遺産）について、所有者等における保存・管理の実施状況を調査した結果、次のとおり、所有者等が落書きによるき損について必ずしも適切に対応していない状況がみられた。

#### a き損の把握状況及びき損届の提出状況

文化庁は、平成 26 年度にき損届を 537 件受理しており、このうち



落書きは8件となっている。

今回調査した世界文化遺産に登録されている重要文化財等である78構成資産(14遺産)についてみると、落書きによるき損が10構成資産(6遺産)で計15件みられたが、このうち、き損届が提出されていることが確認できたのは1構成資産(1遺産)1件で、4構成資産(2遺産)5件については、き損届が未提出となっている。また、6構成資産(4遺産)9件については、文化庁においてデータベース等による過去の記録が残っておらず、提出状況を確認できなかった。

き損届は、文化庁がき損の状況を把握する主要な手段となっているが、上記のき損届が未提出又は文化庁において提出の確認ができなかった10構成資産(6遺産)14件については、文化庁では落書きの発生自体を承知しておらず、対応の必要性等の検討・判断及びそれを踏まえた所有者等に対する指導の事実は確認できなかった。

## **b 未届けの理由**

調査した都道府県等教育委員会の中には、当省が把握した落書き事案に係る未届けの理由として、落書きについては、これまで文化庁からき損届の提出の励行などの特段の指導がなく、届出を要するき損であるとの認識がなかったことを挙げているものがみられた。このことから、落書きがき損に該当し、原則届出が必要であることについて、都道府県等教育委員会や重要文化財等の所有者等に周知徹底されていないことが未届けの要因の一つであると考えられる。

## **c 落書きの把握の必要性**

落書きについては、文化庁は修理のために木材を削ることなどは、かえって文化財を傷めることにつながるおそれがあるとして、安易に行うべきではないとの立場をとっているように、一律に修理を行うことが最善とは限らないということも事実であると考えられる。

他方、落書きの修理が必要か否かを判断するためには、まずは落書きの状況を把握することが必要不可欠である。すなわち、所有者等に

落書き事案を適切に文化庁に届け出させ、文化庁として対応の必要性等の検討・判断を行い、それを踏まえた所有者等に対する助言等を行う必要があると考えられる。また、提出されたき損届により把握した情報を適切に記録し、管理することは、世界文化遺産のみならず重要文化財等の適切な保存・管理の取組の前提となるものとして重要である。

落書きは、一つ一つは小さなものであっても、それらが拡散して大きな被害を招くおそれがあり、世界遺産委員会においても、遺産の意図的な破壊として、資産に影響を与える要因と認識されていることから、決して軽視できないものである。

文化庁は、平成27年2月以降、顕在化した油による文化財の汚損（き損）被害を受けて、「文化財の防犯体制の徹底について」（平成27年4月8日付け27庁財第26号）を発出し、所有者等に対して、文化財に異常を発見した場合には、速やかに地元市町村及び都道府県教育委員会を通じて文化庁へ連絡するよう求めているが、落書きについても、遺産の意図的な破壊という点では油による汚損と同種であり、所有者等が適時的確に把握し、文化庁にき損届を提出する必要がある事象と考えられる。

## 【所見】

したがって、文部科学省は、世界文化遺産の構成資産を始めとする重要文化財等の適切な保存・管理を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 世界文化遺産に登録されている重要文化財等の落書きの状況を的確に把握するため、所有者等や都道府県等教育委員会に対して、
  - i) 落書きについては、き損に該当すること
  - ii) 落書きについてのき損届の提出の励行を周知徹底すること。

また、提出されたき損届により把握した情報を適切に記録し、管理するとともに、重大・重篤な落書きについては、文化庁においても対応の必要性等の検討・判断を適切に行い、修理が必要と判断されるものについては、所有

者等が適切な措置を講ずることができるよう助言等の支援を行うこと。

- ② 世界文化遺産以外の重要文化財等についても、上記と同様の措置を講ずること。

#### (イ) 史跡等の無許可の現状変更等

重要文化財等の所有者等は、文化財保護法第 43 条第 1 項又は第 125 条第 1 項により、重要文化財等の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）をしようとする場合には、都道府県等教育委員会を経由して文化庁長官の許可を受けなければならないとされ、軽微な現状変更等<sup>(注1)</sup>については、文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 5 条により、都道府県等教育委員会に許可権限が委任されている。

（注 1） 軽微な現状変更等の具体例は、以下のとおりである。

- ・ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
- ・ 史跡名勝天然記念物における小規模建築物の増改築等の現状変更等など

また、文化庁は、無許可の現状変更等を始めとする重要文化財等の不適切な管理状況を把握するため、各都道府県教育委員会等に対して「文化財保護法の一部改正等に伴う制度の運用方針等について（通知）」（平成 17 年 4 月 26 日付け 17 庁財第 33 号）を発出し、文化財保護指導委員<sup>(注2)</sup>制度の活用などにより、重要文化財等の管理の状況について積極的に情報収集を行い、情報収集の結果得られた不適切な管理の状況に係る情報を文化庁に提供することを要請している。

（注 2） 文化財保護指導委員は、文化財保護法第 191 条に基づき、都道府県教育委員会に置くことができる非常勤の委員であり、文化財について、随時、巡視等を行うものとされている。

文化庁は、平成 26 年度において、重要文化財等の現状変更等を 1,768 件許可する一方、同庁長官権限に係る無許可の現状変更等を把握した場合には、文化財をき損していないか確認の上、現状変更等の許可申請又は原状回復を求めることとしている。同庁長官権限に係る無許可の現状変更等については、平成 26 年度において 42 件（全て史跡名勝天然記念物）把握し、これらについては、てん末書を徴した上で改めて許可申請を提出させた上で、許可している。

今回、我が国の世界文化遺産に登録されている重要文化財等である117構成資産（14遺産）のうち78構成資産（14遺産）について、所有者等における保存・管理の実施状況を調査した結果、都道府県等教育委員会による現状変更等の許可を受けず、史跡内に建築物を設置しているなどの例が3構成資産（3遺産）3件みられた。このうち、2構成資産（2遺産）2件については、それぞれの都道府県等教育委員会において、現状変更等を行った者に対して原状回復するよう指導しているにもかかわらず改善されておらず、1構成資産（1遺産）1件<sup>(注3)</sup>については、都道府県等教育委員会では把握していなかった。

(注3) 当省の調査結果を受け、所有者等に対して都道府県等教育委員会が指導を行った結果、許可申請が行われ、平成27年5月26日付けで許可された。

文化庁は、無許可の現状変更等を把握する主な手段としては、文化財保護指導委員や都道府県等教育委員会の職員の巡視活動であるとしており、世界文化遺産としての顕著な普遍的価値を維持するために、これらの巡視活動の充実が、都道府県等教育委員会による指導の徹底とともに重要であると考えられる。

## 【所見】

したがって、文部科学省は、世界文化遺産の構成資産を始めとする史跡等の適切な保存・管理を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 所有者等や都道府県等教育委員会に対し、文化財保護指導委員等による巡視活動の充実など、世界文化遺産に登録されている史跡等の無許可の現状変更等の法令違反を的確に把握するための措置を講ずるよう改めて周知徹底すること。
- ② 所有者等や都道府県等教育委員会に対し、世界文化遺産に登録されている史跡等について、現状変更等の許可申請の励行を改めて周知徹底すること。
- ③ 世界文化遺産以外の史跡等についても、上記①及び②と同様の措置を講ずること。

## イ 文化財保護法以外の法令等に基づく保存・管理の推進

### (7) 自然公園法に基づく保存・管理の状況

世界文化遺産の構成資産又は緩衝地帯については、文化財保護法のほか、自然公園法において保存・管理が行われている。例えば、同法第20条第3項では、自然公園の特別地域<sup>(注)</sup>に工作物の新設又は広告物を設置する際には、国立公園においては環境大臣（一部の事務については都道府県知事）、国定公園においては都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。また、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条では、工作物又は広告物の色彩及び形態について、その周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと等の許可基準が定められている。

（注） 現在の景観を極力維持する必要がある地域等

今回、我が国の世界文化遺産に登録されている117構成資産（14遺産）のうち78構成資産（14遺産。緩衝地帯を含む。）について、所有者等における保存・管理の実施状況を調査した結果、国立公園及び国定公園の特別地域内において、都道府県知事の許可を受けずに工作物及び広告物（以下「工作物等」という。）が設置され、工作物等の色彩及び形態が周辺の風致又は景観を阻害しているものが6件（2構成資産、4緩衝地帯（2遺産））みられた。

また、これらの工作物等を設置した事業者は、自然公園法及び自然公園法施行規則の規制内容を承知していなかった。

工作物等の設置による風致又は景観の阻害は、世界文化遺産として認められた顕著な普遍的価値を損ねるものであることから、地方公共団体に対し、事業者への法令遵守の周知徹底について助言等を徹底することが重要と考えられる。

### 【所見】

したがって、環境省は、世界文化遺産の適切な保存・管理を推進する観点か

ら、世界文化遺産の構成資産又は緩衝地帯となっている国立公園に係る法定受託事務を行う都道府県及び国定公園を管理する都道府県に対し、自然公園法による規制に関する事業者への法令遵守の周知徹底について助言等を行うこと。

#### (イ) 屋外広告物条例に基づく保存・管理の状況

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 4 条では、都道府県は条例（以下「屋外広告物条例」という。）で定めるところにより、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができることとされている。また、都道府県は同法第 5 条により、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要があると認めるときは、屋外広告物条例で、広告物の形状及び色彩についての設置基準を定めることができるとされ、さらに、同法第 28 条により、市町村にこれらの処理を委任することができることとされている。

今回、我が国の世界文化遺産に登録されている 117 構成資産（14 遺産）のうち 78 構成資産（14 遺産。緩衝地帯を含む。）について、所有者等における保存・管理の実施状況を調査した結果、市町村の屋外広告物条例で定められた規制区域において、市町村長の許可を受けずに広告物が設置され、当該広告物の形状及び色彩が条例の設置基準に適合せず、良好な景観又は風致を阻害しているものが 3 件（1 構成資産、2 緩衝地帯（2 遺産））みられた。

また、これらの広告物を設置した事業者は、屋外広告物条例の規制内容を承知していなかった。

世界文化遺産の保存・管理において、構成資産等に係る良好な景観又は風致の維持は重要であり、地方公共団体の果たすべき役割は大きいものとなっている。しかし、上記のとおり、屋外広告物条例の規制内容が十分に周知されていない状況もみられることから、屋外広告物条例を制定している地方公共団体においては、事業者への規制内容の周知徹底など、屋外広告物条例の遵守に向けた取組を継続的に行っていくことが重要と考えられる。



## ウ 来訪者の安全性又は利便性の確保

世界文化遺産の日常的な維持管理については、重要文化財等や自然公園等の所有者等によって行われている。今回、我が国の世界文化遺産に登録されている 117 構成資産（14 遺産）のうち 78 構成資産（14 遺産。緩衝地帯を含む。）について、所有者等における維持管理の実施状況を調査した結果、次のとおり、来訪者の安全性又は利便性が損なわれている状況がみられた。

- i) 国立公園においては、環境大臣に協議し、同意を得て地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体が公園事業を執行しているが、都道府県と市町村との連携が不十分なまま、それぞれが案内標識を設置した結果、同一箇所同一目的地への案内標識が併設され、かつ、来訪者に誤った情報（同一目的地までの距離表示が相違）が提供されているもの（1 件）
- ii) 自然災害等によると考えられる土砂崩れにより露出した斜面上の岩石が落石するおそれがあり、来訪者の安全が確保されていないもの（1 件）
- iii) 自然災害等によると考えられる倒木が道を覆っており、来訪者の安全な通行に支障が生じているもの（3 件）

世界文化遺産は、遺産の保存・管理だけではなく、観光資源として地域活性化の効果も期待されており、地方公共団体等は、様々な手法によって観光客の誘致に取り組んでいるが、世界文化遺産が観光資源として適切に活用されていくためには、来訪者の安全性及び利便性の向上を図ることが重要な課題である。

このことから、上記の事例については、所有者等が速やかに改善を図るとともに、その他の世界文化遺産の構成資産及び緩衝地帯においても、安全性及び利便性が損なわれていないかを日常的に確認し、維持管理の取組を継続的に行っていくことが重要と考えられる。

### (3) 世界文化遺産の活用の効果に関する情報提供の推進

文化庁では、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、平成14年度から累次にわたり基本方針を定めており、27年度に定められた第4次基本方針においては、初めて重点戦略として、世界文化遺産に言及し、登録後の世界文化遺産の適切な保存・活用・継承等に取り組むこととされた。

これを踏まえ、同庁では、平成23年度から実施している「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」（25年度からは、「文化遺産を活かした地域活性化事業」に移行。）の個別メニューとして、27年度に、世界文化遺産のみを対象とした「世界文化遺産活性化事業」を創設している（前掲1－(2)－ウ－(イ)参照）。また、「文化遺産を活かした地域活性化事業」について、平成27年度から、採択された事業の成果を的確に把握し、効果の大きい取組を重点的に推進するため、事業応募時に地方公共団体が作成する事業実施計画書において、想定される効果やその測定方法等を人数、理解度、活用状況、人材育成数等の指標を用いて具体的に記載するとともに、事業実施後にはその効果を定量的・定性的に検証・分析することを求めている。

一方、同庁では、文化遺産が所在する地方公共団体等に向けて、平成23年度に「平成23年度文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業事例集」、26年度には「文化財の効果的な発信・活用ハンドブック」を作成するなどの遺産の活用方策に関する各種の情報提供を行っているが、実施した事業の効果を定量的・定性的に測定するためのノウハウは、これまで地方公共団体等に提供していない。

今回、平成27年度の「文化遺産を活かした地域活性化事業（世界文化遺産活性化事業）」が採択されている12世界文化遺産に係る計20事業について、事業実施計画書における指標の設定状況等を調査した結果、各地方公共団体が事業実施計画書に記載した指標、効果測定方法等が、同種類別の事業内容であるにもかかわらず区々となっている状況がみられた。

文化庁では、想定される効果等を指標を用いて具体的に記載させるのは

平成 27 年度が初年度であり、地方公共団体の取組内容を踏まえる必要があったとして、地方公共団体に対して事業実施計画書に記載すべき指標や効果測定方法等に関する具体例を示していないが、今後、提示に向けて検討する予定であるとしている。

また、各地方公共団体において実施されている採択事業のノウハウ、事業実施計画書における指標や効果測定方法の設定状況、事業終了後に行われる事業実績報告書による効果の検証・分析結果等の情報を公開し共有することは、地方公共団体における地域活性化の取組の情報提供を要望する他の地方公共団体にとっても参考となり、地方公共団体全体における本補助事業の効果の検証・分析手法の成熟化にも資すると考えられるほか、文化庁における本補助事業の P D C A サイクルの推進にもつながることが期待できる。

## 【所見】

したがって、文部科学省は、世界文化遺産を活用した取組のより効果的かつ効率的な実施を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 「文化遺産を活かした地域活性化事業（世界文化遺産活性化事業）」に係る事業実施計画書において記載すべき指標等を例示するとともに、同計画書における指標等の設定状況について、地方公共団体及び事業実施主体に対し情報提供を行うこと。
- ② 地方公共団体及び事業実施主体が今後行う世界文化遺産活性化事業の効果に関する検証・分析結果については、同事業の実施状況を踏まえて、地方公共団体及び事業実施主体に対し情報提供を行うほか、文化庁における当該事業内容の改善に向けた検討に活用すること。